

小牧市 飼い主のいない猫の去勢避妊手術費補助金

小牧市では、飼い主のいない猫による地域での問題を減らすため、去勢避妊手術費用の一部を補助しています。

【対象者】 市内に生息する飼い主のいない猫を一時的に保護し、動物病院にて去勢又は避妊手術を受けさせる市内在住の方

【対象経費】・ 飼い主のいない猫の去勢避妊手術に関する費用
・ 耳カットに要した費用

【補助金額】 去勢 11,000 円、避妊 20,000 円（上限額）

【申請期限】 手術実施日から30日以内

※この日までに補助金交付申請書兼請求書の市への提出が完了しなかった場合、補助金は交付できません。

【申請方法】 補助金交付申請書兼請求書に必要事項を記入の上、動物病院へ猫の手術を依頼してください。手術実施後、申請書兼請求書を市へ提出してください。

※申請の際は、裏面をよくご確認ください。

※予算の範囲内で先着順の受付となります。

※申請書等に不備があった場合は、補助金が交付できません。

【問い合わせ先】

小牧市役所 環境対策課（本庁舎2階）

電話 0568-76-1136（直通）

FAX 0568-72-2340

e-mail kankyou@city.komaki.lg.jp



補助金交付申請手続き(概要)

(1) 動物病院との事前打ち合わせ

- 猫の手術を予約する。
※飼い主のいない猫であること、猫の耳の先端をV字形にカットすることを動物病院へ伝えてください。

(2) 猫の保護・手術の実施

- 猫を保護し、動物病院へ連れていく。
- 補助金交付申請書兼請求書**（環境対策課窓口で配布、市HPでダウンロード可）に必要事項を記入の上、獣医師へ渡し、病院記入欄をご記入いただくよう依頼してください。
- 動物病院へ手術費用を支払い、領収書（但し書きが記入されたもの）と**補助金交付申請書兼請求書**を受け取ってください。
※領収書の宛名は、申請者と同一としてください。申請者以外の方宛てに発行された領収書では申請を受付けられません。（家族でも不可）

(3) 手術後の猫の全身・耳カットがわかる写真を撮影

- 猫を放す前に、必ず手術後の猫の全身及び耳カットが明確に確認できる写真を撮影してください。
※猫の写真がない場合、申請は受付けられません。

(4) 補助金交付申請・請求

- 手術日から30日以内に、**補助金交付申請書兼請求書**に領収書（原本）と手術後の猫の全身及び耳カットが判別できる写真を添付し、市へ提出。
- 郵送でも受付可能ですが、書類に不備があった場合等、返送させていただくことがありますのでご了承ください。

(5) 補助金交付決定通知

- 補助金申請書兼請求書を審査し、市から申請者へ、補助金交付決定通知書を郵送。

(6) 補助金の交付

- 市から申請者の振込口座へ補助金の振り込み。
- 決定通知書の発送から補助金が支払われるまで、1か月ほどかかる場合があります。

【注意事項】

- 書類に不備があった場合、補助金は交付できません。
- 振込口座は、申請者と同一名義の振込口座を記入してください。
- 補助金交付申請書兼請求書は郵送での受付も可能ですが、市が受領した日が受付日となります。手術実施日から30日以内に間に合うようご提出ください。